

随意契約理由書

件名	中学校給食 牛乳仕分け業務(西区以外)
契約の相手方	神戸牛乳事業協同組合
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>本業務は、学校給食を実施する市立中学校および義務教育学校港島学園(後期課程)、(仮称)義務教育学校八多学園(中学課程)69校の学校給食の飲用牛乳について、毎朝牛乳保冷庫内に納品される飲用牛乳を、その日の予約状況に基づきクラス毎の仕分け用カゴに仕分ける業務である。</p> <p>西区以外の学校給食における飲用牛乳の供給および配送は、兵庫県による入札により、神戸牛乳事業協同組合が実施することに決定しており、調達内容は学校毎の発注数を納品することとなっている。給食の運用上、各学校の給食開始時間に生徒が引き取りに来るまでに、飲用牛乳のクラス仕分けを行う必要がある。中学校以外では調理士等が当該業務を行っているが、中学校には当該業務を行える調理士等が配属されていないため、別途業務の発注が必要である。</p> <p>本業務で取り扱う学校給食用の飲用牛乳の取り扱いについては、「令和5年度 兵庫県学校給食用牛乳の納品等に係る統一仕様」内の「Ⅱ 衛生管理」において、学校等は、納品後の牛乳について、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に定める品温(摂氏10℃以下)の維持、安全な保管場所の確保等に努め、適正に管理すること」が定められている。本業務を履行するためには保冷庫を開放して作業に取り掛かる必要があり、作業時間が長引く場合に、品温が変動するリスクが生じる。また、学校へ納品されるまでに複数の業者を介することにより、問題発生時の原因究明が困難となる。</p> <p>供給事業者である神戸牛乳事業協同組合は、上記仕様で配送時を含めた飲用牛乳の衛生管理を行うこととされているため、本事業者と契約することで、製造から給食の配膳まで一貫とした衛生管理が可能となるだけでなく、本業務が納入時に仕分けをすることにより、より確実な衛生・品温管理が可能となる。よって、随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	教育委員会事務局学校支援部健康教育課 (電話番号 984-0700)